

『平成27年度 榎の実学習会』開講式

5月11日、下榎集会所で小学校・中学校合同の「榎の実学習会」の開講式が行われました。

開講式には、小学生14人、中学生8人と小中学校の教職員、保護者、下榎支部長、教育委員会職員、隣保館職員が出席しました。

式の中で、長谷川弘信教育長と人権教育主任から「地域（地区の歴史）やまわりの素晴らしいところ、良いところを見つけ、地域の皆さんとつながる。そして、それを地域へ返していきながらつながりを深めていってほしい」と子どもたちへ語りかけ、「同和問題、人権問題など少しずつ自分の気持ち、考えを持てるようになるよう、学習会は1時間ずつだが、1年間ではとても大きい成長になるので頑張ってもらいたい」と激励の言葉を送りました。

また、子どもたちからは、「下の学年が困らない

ようにリードしていきたい。地域の問題など、部落問題について深く学びたいので1日も休まないよう頑張ります」と、今年度の学習会に向けた意気込みを発表しました。



▲子どもたちをはじめ、多くの人出席了

【集会参加報告】

「部落解放第60回全国女性集会」に参加して

5月16日、17日の2日間、広島県福山市のふくやま芸術文化ホールを主会場に「部落解放第60回全国女性集会」が開かれました。

1日目の全大会には、28都府県から1033人が参加しました。

戦後・被ばく70年の節目ということもあり、オープニングでは、識字学級で文字を取り戻した井上ハツミさんの詩「ピカドン」を広島県連合会女性部が朗読し、開会セレモニーへと続きました。

そして、中央執行副委員長の北口末広さんが「差別をなくす社会システムを創造するために」と題し、女性差別撤廃条約批准30周年を迎えたことをふまえ、記念講演を行いました。

2日目の第2分科会「狭山闘争と免罪事件の取組」では、兵庫県連の川面千鶴江さんによる「上の島支部の狭山の闘い」の報告があり、石川一雄さん、早智子さんご夫婦も臨席されました。川面さんは中学生の時、当時の大学生の指導者に中学生勉強会の中で狭山事件について教わり、高校生で支部の動員を受けて東京での狭山闘争に参加したことをはじめ、今日までずっと関わり続けているそうです。最後に「石川さんの完全無罪を勝ち取るまで、闘いの手をゆるめず闘い貫きます。ともに前進しましょう」と力強く結ばれました。

事件発生から52年が経過し、証拠開示が不十分ながら行われていますが、再審開始にまだ至っていません。石川さんも今年72歳と高齢です。一日も早く無罪を勝ち取らなければなりません。

全国女性集会に参加して、あらためて部落差別撤廃、人権と平和の確立が本当に重要だと痛感しました。

部落解放月間

県では、毎年7月10日（金）から8月9日（日）を「部落解放月間」とし、皆さんが同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくよう、啓発活動を行っています。

町では、啓発パネルの展示と人権尊重標語の掲示を行います。

7月の行事予定

- ◆ 8日…健康教室 10:00～11:30 / 老人憩の家
- ◆ 10日…ぽかぽか教室「お菓子づくり」 13:30～15:00 / 下榎集会所
- ◆ 18日…生け花 13:30～16:00 / 下榎集会所
- ◆ 22日…よってみよい家 10:00～11:30 / 老人憩の家

教育委員会からのお知らせ

教育委員などの異動がありました

▼就任（平成27年6月5日付）

【教育長】



長谷川弘信（福長）
任期：平成27年6月5日
～平成30年6月4日
※新制度の特別職の教育長です。

▼退任（平成27年6月4日付）

【教育委員長】

鳥居 敏子（任期満了）

【教育長】

長谷川弘信（辞職）

※旧制度の教育委員としての教育長を退任

《次回教育委員会および総合教育会議の日程》

日時：7月6日（月）午後3時～ 場所：役場会議室

※会議は公開しています。お気軽におでかけください。



頭本 元文（下黒坂）
任期：平成27年6月5日
～平成31年6月4日

【教育委員】

除雪機械運転手育成を支援します

今後の高齢化や人口減少で、町内在住の除雪作業員の人数確保が困難になることが予想されます。そのため、町では、新たに除雪機械の免許を取得する人または事業所に対し、免許取得に要する経費の一部を助成します。

【補助率】 3分の2 【補助上限額】 40万円

【対象者】 個人または事業所

※個人については、おおむね40歳以下で、町内に住民票を有する人、事業所については、町内に事業所があること

【申込締切】 7月8日（水）

【問合せ先】 役場産業振興課（電話72・2101）

『日野町地域活動支援交付金』第2回締切は7月31日（金）まで

町では、集落や自治会、住民グループなどが行う、地域活性化のための活動に対して交付金を支払う「日野町地域活動支援交付金」制度を設けています。昨年度は12団体から申請いただき、さまざまな取り組みに交付金を活用いただきました。

今年度も引き続き交付金申請を受け付けていますが、例年より多くの団体からの申請が予想されるため、7月31日（金）で一旦申請を締め切ることとなりました。今年度の交付金活用をお考えの団体は、なるべく早く申請くださいますようお願いいたします。

申請・お問合せ 役場企画政策課（電話72-0332）

住宅用地の特例、家屋・土地の異動に関する届け出について

◎住宅が建っている土地は、建物が無い土地や、店舗・事務所などの建っている土地に比べ税金が安くなっています。

【住宅用地の特例】

区分		土地の使い方と面積		固定資産税
住宅用地	小規模住宅用地	住宅やアパートの敷地	200㎡以下	価格×1/6×税率
	一般住宅用地		200㎡越え	価格×1/3×税率
非住宅用地		空き地や店舗、事務所などの敷地		価格×税率

▶住宅を壊した場合、その住宅分の税金は無くなります。しかし、土地の税金は元に戻る（上がる）こととなりますので、固定資産税が上がることもあります。なお、住宅用地の特例には申告が必要になります。

◎家屋（車庫や物置なども含む）を取り壊したり、新築・増築をした場合、町への届け出が必要です。また、土地の利用状況などに変更（例：畑の一部を駐車場に利用など）がある場合も同様に届け出が必要ですので、該当する場合は必ず下記担当まで連絡ください。

届け出がなされると、誤った固定資産税が賦課される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

問い合わせ先・連絡先はこちら ▶ 役場住民課 固定資産税担当（電話72-0333）